<u>よくある質問</u>

(1)入会申請に関する質問

Q1: 育児休業から復職しようと思っています。いつから児童クラブを利用することができますか。

A1: 育児休業復帰日の属する月の初日から入会できます。

<例>6 月 1 日から育児休業復帰→6月から児童クラブの入会が可能

5月31日から育児休業復帰→5月から児童クラブの入会が可能

※保護者が就労等で放課後家庭にいない日に限りご利用できます。

Q2:下の子の保育園が決まってから復職の予定です。保育園が決まらなかった場合、復職できませんが、児童クラブを利用することはできますか。

A2: 保育園が決まらず復職の時期が未定になった場合、児童クラブを利用することはできません。そのような事情がある場合は、入会申請書の「保育園申請中☑」欄にチェック及び「児童クラブへの入会が必要な理由」欄へ(例:5月入園で申請予定 など)状況をご記入の上、**こども若者応援課へ必ずご連絡ください。**

Q3:産前産後期間中、児童クラブを利用できる期間を教えてください。

A3:産前は出産予定日前日から起算して6週間(42日)目の日が属する月の初日から、 産後は出産日翌日から起算して8週間(56日)目の日が属する月の末日まで利用できま す。出産日が前後し、利用期間を変更する場合、こども若者応援課へ必ずご連絡ください。

< 例>出産予定日が7月6日の場合→5月1日から8月31日まで利用が可能

<例>出産予定日が7月12日の場合→5月1日から9月30日まで利用が可能

<例>出産予定日が7月6日、出産日が6月3日の場合

→5月1日から7月31日まで利用が可能

Q4:入会申請をしましたが、その後申請内容(希望クラブ、希望期間、利用の必要がなくなった等) に変更が生じました。手続きは必要ですか。

A4:以下のとおりクラブへ直接提出いただくか、令和8年度分の入会については市ホームページより電子申請にてのご提出も可能です。入会承認期間が始まった後に提出する場合、「退会」となります。1 回も利用がない場合でも利用料金はご負担いただきます。

変更希望内容	提出書類	提出期限
入会申請後希望を変更したい場合	変更届	変更決まり次第速やかに
入会 申請 後、入会の必要がなくなった場合	取り下げ届	入会決定前までに
入会 決定 後、入会の必要がなくなった場合	辞退届	入会期間開始前までに
不承認の決定後、希望月以降の審査を希望しない場合	辞退届	速やかに

Q5:児童クラブを一度退会し、同じ年度内でもう一度利用が必要になった場合、どのような手続きが必要ですか。

A5: 再入会をする場合、全ての提出書類を再度提出していただきます。

Q6:令和8年4月から小学校に入学予定ですが、入学する小学校が確定していません。その場合、複数の児童クラブに申請できますか。

A6:複数の児童クラブに申請することはできません。令和8年4月に入学する可能性の高い学校の児童クラブに申請をしてください。なお、申請後に入学予定校が変更となった場合は、こども若者応援課へ至急ご連絡ください。

Q7:静岡大学教育学部附属静岡小学校を受験する予定ですが、申請期間終了後に受験結果が発表されます。どのように申請したらよいでしょうか。

A7: 入会申請書の小学校名は「静大附属小」、入会希望児童クラブは、「中央第一」と「中央第二」から選択又は両方を記載してください。また、入会申請書の「児童クラブへの入会が必要な理由」欄の下段に「静大附属小受験予定」とご記入ください。受験の結果、入学する学校が変更となる場合は、合格発表日の翌開庁日までにこども若者応援課へご連絡ください。期限を過ぎて申し出た場合は、2次選考の対象です。

Q8:入会期間が4月15日~5月15日のような1ヶ月単位での利用はできますか。

A8:利用できますが、児童クラブは月単位で1日からの入会となります。そのため、入会希望期間を4月1日~5月末日と申請していただき、2ヶ月分の利用料金を負担していただくことになります。

Q9:入会承認通知書が届きましたが、入会期間の変更はできますか。

A9: 承認されている入会期間を変更する場合には、辞退届を提出のうえ、再度申請書類を全て揃えて申請をしていただく必要があります(再度選考があります)。入会承認期間が始まる前までに辞退届の提出がない場合は、入会期間を変更することはできず、利用料金をご負担いただきます。

Q10:現在別居(又は離婚協議)中ですが、児童と同居していない父または母の分の書類の提出は必要ですか。

A10: 就労証明書の提出の必要はありませんが、離婚協議中と分かる書類の提出(または世帯分離をしていること)が必要となります。入会申請書の「児童クラブへの入会が必要な理由」の欄に現在の状況を詳しくご記入ください。

Q11:電子申請にて申請しましたが、受付完了メールが届きませんでした。どのようにしたらよいでしょうか。

A11:登録したメールアドレスが間違っているまたは正常に申請が完了していない場合がありますので、こども若者応援課まで連絡ください。

(2)各書類に関する質問

Q12: これから引越しをする予定ですが、入会申請書の住所記入欄にはどこの住所を書けばよいでしょうか。

A12:住所記入欄には、現在の住所をご記入ください。送付先欄に引越先の住所と引越予定日をご記入ください。電話番号を変更する場合は、あわせてご記入ください。

Q13: 夏休みから 11 月まで利用したいのですが、入会申請書の「入会希望期間」欄は、どのように記入すればいいですか。

A13:「7月21日から年度末まで」のチェック欄に「レ点」を付け、入会希望期間に令和7年11月末日までとご記入ください。

Q14: 父または母が単身赴任をしていますが、就労証明書は必要ですか。

A14:父または母が単身赴任などで同居していない場合でも就労証明書は必要となりますので、ご提出ください。また、入会申請書の「勤務先・学校等」の欄に、勤務先・学校等を記載した後に、「単身赴任」のチェック欄に「レ点」を付けてください。

Q15:4月当初からの入会を希望しますが、3月までの間に雇用期間が終了することが決定していて、その後の就労は未定です。今の就労先で就労証明書を書いてもらってよいでしょうか。

A15:4月以降、雇用の継続が明らかでない場合には、現在の就労先で就労証明書を記入していただくことはできません。就労証明書が提出されるまでは、選考を行うことができませんので、就労先が決まりしだい、申請書類一式を速やかにご提出ください。

Q16:兄弟姉妹で同時期に利用の申請をする場合、提出書類は1部でよいでしょうか。

A16:同時期に利用の申請をする場合であっても、入会申請書、入会申請チェックリスト、児童調書、就労証明書は入会者全員分ご提出ください。就労証明書は写しでも構いません。

Q17:提出する書類は指定がありますか。

A17:入会申請書、入会申請チェックリスト、児童調書については市指定の用紙をご利用ください。 就労証明書については、市の様式と同様の内容が記載されている場合は、別様式でも構いません。

(3) 利用料金に関する質問

Q18: 利用料金はどのように支払いますか。

A18: 原則口座振替の登録をお願いしています。銀行での手続きのほか、Web での登録も可能です。口座登録がされていない方には毎月納付書を送付します。口座の引き落としおよび納付書の納期限は、基本料金については利用月の月末、延長料金については翌月末です。詳細は入会決定後にご案内します。

Q19: 利用料金の支払いが残高不足でできませんでした。どのように支払いができますか。

A19: 再度の引き落としはできないため、納付書を送ります。指定の金融機関、コンビニで納付等をお願いします。

Q20:納付が遅れてしまい、納付書の有効期限が切れてしまいました。有効期限が切れても納付書は使えますか。

A20:納付書裏に記載の金融機関であれば利用できます。コンビニ等での納付を希望の場合は、納付書を再発行しますので、こども若者応援課に連絡してください。

Q21:兄弟姉妹で、下の子が市の児童クラブ、上の子が民間の児童クラブに入会している場合、軽減の対象となりますか。

A21:一部の民間児童クラブの場合、軽減の対象世帯となります。民間児童クラブへ「放課後児童クラブ利用料軽減対象者承認申請書」の提出が必要となりますので、申請を希望する場合には、あらかじめこども若者応援課にお問い合わせください。

Q22: 利用料金軽減制度の対象世帯でしたが、年度途中で対象世帯に該当しなくなりました。どのような手続きが必要ですか。

A22:「放課後児童クラブ利用料軽減対象者承認取消申出書」をご提出ください。世帯状況の変更により該当しなくなる場合は、「放課後児童クラブ届出事項及び希望変更届」(書式は児童クラブ、市ホームページ)をクラブへ直接提出いただくか、市ホームページより電子申請にてご提出ください。

Q23: 令和8年2月に市外から引っ越してきました。市町村民税非課税世帯に該当しますが、どのような手続きが必要ですか。

A23:「放課後児童クラブ利用料軽減対象者承認申請書」及び、転出元の市町村民税課税証明書(非課税証明書)をご提出ください。また、市町村民税課税証明書(非課税証明書)は、写しで構いません。なお、申請を希望する場合には、あらかじめこども若者応援課にお問い合わせください。

(4)入会不承認に関する質問

Q24: 定員超過で入会不承認となりましたが、児童クラブに空きが出たらすぐに利用することができますか。

A24:入会不承認となった場合、申請された児童クラブで退会者等が出た場合は、再度選考の対象となります。選考の結果、<u>承認となった場合のみ、</u>入会承認通知書を送付します。

Q25:入会不承認となったため、希望するクラブを追加したいです。

A25:「放課後児童クラブ届出事項及び希望変更届」(書式は児童クラブ、市ホームページ)をクラブへ直接提出いただくか、市ホームページより電子申請にてご提出ください。「6 希望」の欄に希望する児童クラブを記入し、クラブへ入会希望月の前々月の末日までにご提出ください。追加した児童クラブも含め、第一希望・第二希望が分かるようご記入ください。再度選考いたします(入会を約束するものではありません)。

Q26: 利用開始希望月に入会不承認となった場合は、その後の入会を希望しません。手続きは必要ですか。

A26:申請書を提出する時点、利用開始希望月以降の入会を希望しない場合は、申請書の「不承認の場合の審査の希望」欄の「入会申請をと下げます」へ、レ点を入れてください。

Q27: 入会不承認通知を受け取りましたが、利用する必要がなくなりました。手続きは必要ですか。

A27:「放課後児童クラブ(退会・辞退・取り下げ)届」(書式は児童クラブ、市ホームページ)をクラブへ直接提出いただくか、令和8年度分の入会については市ホームページより電子申請にてのご提出も可能です。